

令和5年度 第1回吉川区地域協議会次第

日時：令和5年4月20日（木）午後6時30分
場所：吉川コミュニティプラザ 3階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 事務局あいさつ（4月1日付人事異動に伴う職員紹介）

4 報告事項

(1) 会長報告

(2) 委員報告

(3) 事務局報告

- ・各区の地域活性化の方向性について（有田区、柿崎区、中郷区）
- ・上越市地域独自の予算事業実施要綱について

5 協議事項

(1) 自主的審議事項

- ・住民アンケートの実施について

(2) その他

6 総合事務所からの諸連絡について

- ・令和5年度 吉川区事業別予算概要について

7 そ の 他

- ・次回地域協議会の日程調整

月 日（ ） 時 分から

吉川コミュニティプラザ

8 閉 会

有田区における「地域活性化の方向性」

《有田区の地域活性化に向けて》

有田区の自然、利便性、さかんな産業などの恵まれた環境をいかして、あらゆる世代が住みやすい地域としてあり続けます。

○構成要素

- | |
|-----------------------------|
| ・住んでいて心地よい地域であるための環境維持と防災対策 |
| ・学校コミュニティを中心としたイベントや活動の推進 |
| ・カルチャーセンターなど地域拠点の利活用 |
| ・あらゆる世代・国籍の人々の支え合いと交流促進 |
| ・地域で大事にしている行事・歴史・文化の継承と魅力発信 |

中郷区における「地域活性化の方向性」

《中郷区の地域活性化に向けて》

「ずっと大好き中郷！未来へのバトン」をキャッチフレーズに、いつまでも住み続けたいまちづくりを目指します。

○構成要素

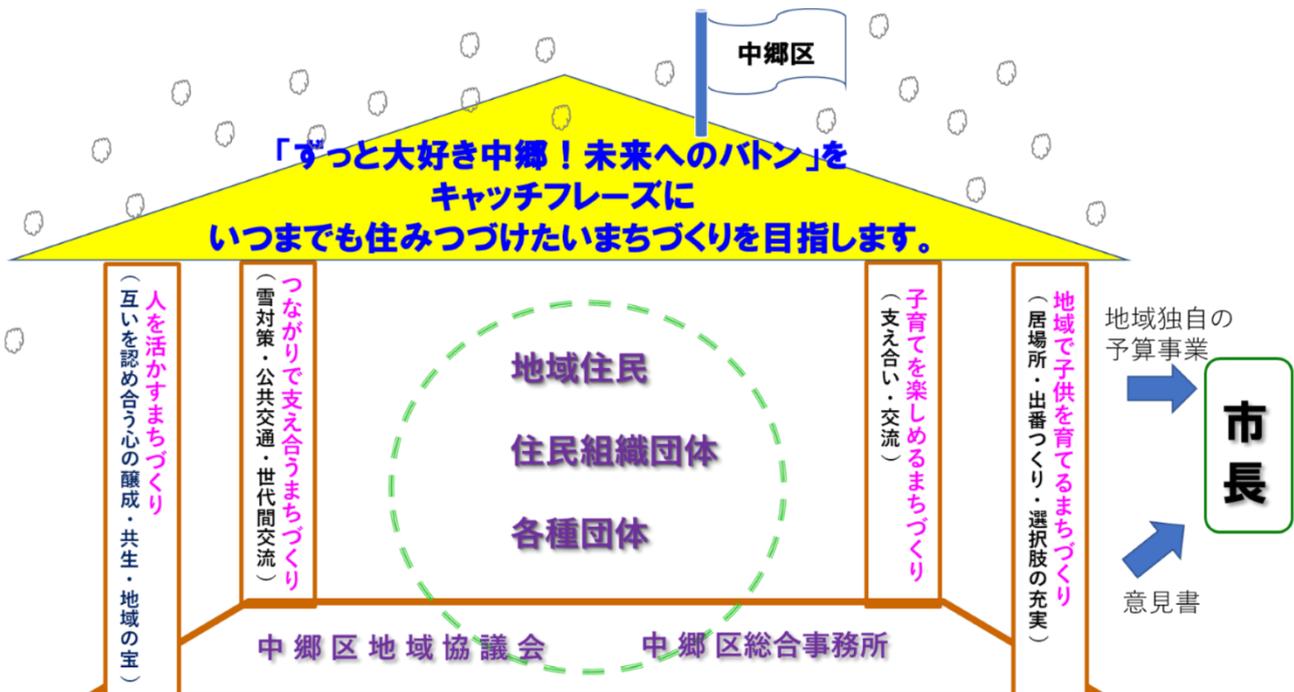
地域で子供を育てるまちづくり（居場所・出番づくり・選択肢の充実）

子育てを楽しめるまちづくり（支え合い・交流）

“つながり”で支え合うまちづくり（雪対策・公共交通・世代間交流）

人を活かすまちづくり（互いを認め合う心の醸成・共生・地域の宝）

＜中郷区地域活性化の方向性イメージ図＞



柿崎区における「地域活性化の方向性」

《柿崎区の地域活性化に向けて》

柿崎区の米山と日本海にいだかれた魅力のまちという強み（個性・特性）をいかして、三大薬師「米山」のブランド力を高め、地域を活性化します。

○構成要素

1 発信	・米山・田んぼ・山からの景観、史跡などの魅力を「フォトコンテスト」等、SNSを活用して広く発信します。
2 交流・イベント	・米山の豊かな自然を生かして、キャンプ、グランピング、サウナなど若者と交流できるイベントを企画します。 ・伝統を大切に、「米山・柿崎」を掲げ、各地区のイベント、祭りなどの連携を推進します。
3 産業	・米山の豊かな水を生かした、山・里・海の地産品ブランド力を高め魅力をアピールします。
4 暮らし	・米山と海に囲まれた自然の中で、子育て環境の充実、空き家の活用などを図ることで移住・定住を促進します。
5 文化	・米山を核に史跡や伝統文化を発掘・継承し、広く発信するとともに郷土愛を育てます。
6 「米山・柿崎」ブランド化	・地域の活性化に取り組む旗印として「米山・柿崎」を掲げ、クラウドファンディング、企業の参加等を促進し、柿崎区の自治力を高めます。 ・米山・柿崎の親しみやすいロゴを作り、イベント・地産品に活用します。

上越市地域独自の予算事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 地域独自の予算事業の提案等（第5条—第8条）

第3章 地域独自の予算事業補助金の交付（第9条—第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域の課題を解決し、当該地域の活力の向上を図るため、上越市地域独自の予算事業（以下「地域独自の予算事業」という。）の実施及び主体的に取り組を実施する団体等に対し、予算の範囲内で交付する地域独自の予算事業補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 2人以上の構成員で組織され、市の区域内で活動する法人及び団体（政治活動、宗教活動を目的とする法人又は団体を除く。）をいう。
- (2) 総合事務所等 各総合事務所及びまちづくりセンターをいう。
- (3) 提案者 地域独自の予算事業に係る提案を行う団体等及び地域協議会をいう。
- (4) 地域独自の予算事業補助金 この要綱に基づき交付する補助金をいう。

（対象事業）

第3条 地域独自の予算事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地域資源を活用した新たな収入源又は雇用の創出等につながる事業
- (2) 地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 新たな公の施設、市道その他のインフラ整備
- (2) 地域の活動を伴わない備品の購入又は設備の設置等の事業
- (3) 公の施設の建設若しくは修繕又は新たな土地利用若しくは行政サービス等を市に求めるために行う事業

- (4) 地域の住民又は団体へ現金、金券等を配布し、又は貸与する事業
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反すると認められる事業
- (7) 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する事業
- (8) その他第1条に定める趣旨に則さない事業

(地域独自の予算事業の実施方法)

第4条 地域独自の予算事業は、対象事業について、市が直接執行する事業又は市が地域独自の予算事業補助金を交付する事業として実施する。

第2章 地域独自の予算事業の提案等

(地域独自の予算事業の提案)

第5条 団体等は、第3条第1項に規定する事業に該当すると見込まれる事業を、当該事業を実施しようとする地域自治区を所管する総合事務所等に提案することができる。

2 地域協議会は、第3条第1項に規定する事業に該当すると見込まれる事業を、当該地域協議会を所管する総合事務所等に提案することができる。この場合において、地域協議会は、実施団体にはなれないことから、提案する事業を実施する団体及び総合事務所等と調整の上、提案するものとする。

3 提案者は、地域独自の予算事業を提案しようとするときは、事業を実施しようとする地域自治区を所管する総合事務所等に相談するものとする。

4 総合事務所等の長は、所管する地域自治区について、事業に関わる地域の団体と調整の上、第3条第1項に規定する事業に該当すると見込まれる事業を立案することができる。

(提案期限)

第6条 前条第4項の規定による提案は、随時受け付けるものとする。ただし、事業を実施しようとする各年度の提案期限は、市長が別に定める。

(予算要求資料の作成)

第7条 総合事務所等の長は、提案者の提案のうち、事業の実施が必要と判断したときは、予算要求資料を作成するものとする。

2 総合事務所等の長は、予算要求資料の作成に当たり、提案者又は事業に関わる地域の団体とともに、次に掲げる事項について具体的な検討を行い、必要に応じて事業を所管する庁内関係課等と協議するものとする。

- (1) 事業の実現可能性の検討
- (2) 事業の実施主体の選定及び調整

- (3) 事業の必要経費の精査
- (4) その他市長が必要と認める事項

(地域協議会への情報提供)

第8条 市長は、地域協議会における自主的審議の参考とするため、次に掲げるときに、地域協議会に対して、地域独自の予算事業に係る情報を提供するものとする。

- (1) 第6条ただし書の規定により定める各年度の提案期限時点において事業を取りまとめたとき。
- (2) 翌年度の当初予算案を公表したとき。

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて地域協議会に対して、地域独自の予算事業に係る情報を提供することができる。

第3章 地域独自の予算事業補助金の交付

(補助対象者)

第9条 地域独自の予算事業補助金の交付を受けることができる団体等（以下「補助対象者」という。）は、第3条第1項に規定する事業を実施する団体等とする。

(補助対象経費)

第10条 地域独自の予算事業補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費その他社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
- (2) 役員会、総会その他専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費
- (3) 事業による直接的な受益が提案者又は提案者に加盟する団体等の構成員又は参加者に限定される備品の購入、設備の設置、備品、設備若しくは施設の修繕等、教室、大会等の開催若しくは参加に係る経費
- (4) 地域独自の予算事業以外の市からの受託事業で当該事業に係る委託料の対象となる経費
- (5) その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

(補助金の額の上限)

第11条 補助金の額は、補助対象経費に10分の7を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第12条 規則第2条の規定による地域独自の予算事業補助金の交付申請は、地域独自

の予算事業に係る予算の執行年度における4月1日から、事業に着手する前までの間に行わなければならない。

2 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象事業に係る資金計画書
- (2) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (3) 位置図その他の工事図面（補助対象事業に工事が含まれる場合に限る。）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付条件）

第13条 規則第4条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業に係る経理を明確に区分して行うこと。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないことが見込まれるとき又は補助対象事業の実施が困難になったことが見込まれるときは、直ちに市長に報告を行うこと。
- (3) 地域独自の予算事業補助金により取得し、又は効用の増加した施設、設備等は、補助対象事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図ること。
- (4) 地域独自の予算事業補助金により取得し、又は効用の増加した施設、設備等で処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずると認められる期間をいう。）の間にあるものについて、関係書類を整備保管すること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、地域独自の予算事業補助金の相当額の全部又は一部を市に納付させる場合があること。
（補助金の変更申請等）

第14条 規則第6条第1項の規定による承認を受けようとする補助対象者は、上越市地域独自の予算事業補助金事業変更承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、上越市地域独自の予算事業補助金事業変更承認^{決定}通知書（第2号様式）により^{却下}通知するものとする。

（補助対象事業が予定した期間内に完了しないとき等の報告）

第15条 補助対象者は、第13条第2号の規定に該当するときは、上越市地域独自の予算事業補助金事業事故報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の実績報告等）

第16条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

2 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象事業の実施内容及び成果を確認することができる書類
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の請求等)

第17条 補助対象者は、規則第9条の規定による確定の後でなければ、地域独自の予算事業補助金を請求することができない。ただし、市長が必要と認めるときは、上越市財務規則(昭和46年上越市規則第35号)第87条の規定により概算払を行うものとする。

2 前項ただし書の場合における概算払の額は、交付決定を受けた額を上限とする。

(補助金の経理に係る書類の保存)

第18条 補助対象者は、補助金の交付を受けた事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を補助金の交付を受けた日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第4章 雑則

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 令和元年度から令和4年度までの間に、第2項の規定による廃止前の上越市地域活動支援事業実施要綱の規定により地域活動支援事業費補助金の交付を受けた事業のうち、本要綱に基づく地域独自の予算事業補助金の補助対象事業として実施する場合における補助金の額の上限額については、第11条の規定にかかわらず、市長が別に定める。

3 この要綱の実施の際現に、令和5年度当初予算に計上した地域独自の予算事業補助金の補助対象事業については、本要綱第2章に定める手続きに基づき行われた事業とみなす。

第1号様式（第14条関係）

上越市地域独自の予算事業補助金事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

（申請者）
所在地
名称
代表者氏名

次のとおり事業に係る変更の承認を申請します。

事業の名称	事業
変更の内容	
変更の理由	

備考 変更の内容又は理由について補足する必要があるときは、説明を補足する書類を添付して提出すること。

第2号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号

様

上越市長
(

印
)

上越市地域独自の予算事業補助金事業変更承認 決定 通知書
却下

年 月 日付けで申請のあった地域独自の予算事業補助金事業の変更に
と お り 承 認 したので通知します。
ついて、次の 理由により申請を却下

事業の名称	
決定の内容	<p><input type="checkbox"/> 次のとおり変更を承認します。 (承認内容)</p> <p>(補助金交付額)</p> <ul style="list-style-type: none">・既決定額・増減額・変更決定額 <p><input type="checkbox"/> 次のとおり変更の承認申請を却下します。 (理由)</p>

第3号様式（第15条関係）

上越市地域独自の予算事業補助金事業事故報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

（報告者）

所在地

名称

代表者氏名

次のとおり事故報告を行います。

1 事業の名称

2 事故報告の理由

補助対象事業が予定の期間内に完了しない。

補助対象事業の実施が困難である。

3 補助対象事業の遂行状況

吉川区地域協議会 住民アンケートの実施について<概要>

吉川区地域協議会 地域づくり部会

1 目的

吉川区地域協議会では、吉川区の地域活性化に向けた方向性を審議しており、その中で、「道の駅よしかわ杜氏の郷」と「尾神岳周辺」の2地域の活性化が、誘客を含む交流人口増はもとより、雇用創出や産業振興につながると考えている。

協議会内に設置した若者移住・定住部会が行った小・中学生へのアンケート調査においては、自然の豊かさや酒蔵の存在を地域の良いところとしながら、人が集まる場所や機会など、まちの賑わいを求める声が多く、加えて、区内の他団体が小・中学生を対象に行った調査や小・中学生本人たちが実施した地域のお宝探し事業では、道の駅と尾神岳を特別なものと認識しているとの回答を得た。

地域の将来を担う子どもたちの意見だけでも重要ではあるが、吉川区在住の幅広い世代の住民から、様々な思いや考えなどの情報をさらに収集し、具体的にこれら2地域を中心とした吉川区の活性化の方向性を検討するため、住民アンケートを実施する。

2 アンケート対象者

吉川区に居住する中学生以上の住民全員

3 アンケートの配布及び回収

- ・アンケート用紙はA4用紙4～5ページとし、アンケートの配布及び回収は、町内会長に協力を依頼し、全戸配布及び回収する。
- ・アンケート用紙は各世帯2部ずつ、回収用封筒は1世帯につき1枚配布し、各世帯でそれ以上の部数の回答を望む場合は事務局（吉川区総合事務所）に連絡いただくか、各家庭でコピーして対応（Webによる回答も可能とする）。

4 回答方法

アンケート用紙、またはWebによる回答

5 集計及び集計結果の配布

- ・集計及び情報の整理は事務局で行う。
- ・集計結果は地域協議会だよりに掲載し、住民にフィードバックする。

6 スケジュール

時期	取組内容
3月16日	地域協議会でアンケート（案）の協議
3月24日	アンケート（案）最終版を作成（部会開催）
3月27日	町内会長連絡協議会（役員会）へアンケートの説明。配布・回収のお願い
3月28日 (4月7日〆切)	地域協議会委員各位に郵送、またはメールで最終版確認依頼（地域協議会委員各位の了承～アンケート作成完了）

(裏面あり→)

時期	取組内容
4月10日	地域づくり部会開催 (アンケート最終版の確認、町内会長宛て依頼文書)
4月10～14日	道の駅、尾神岳で活動する団体へアンケート調査の事前説明 文書送付
4月11～14日	全町内会長へアンケート配布・回収依頼文書発送
4月18日	各町内への配布物準備完了
4月20～21日	アンケート全戸配布
4月25日	町内会長連絡協議会にてアンケート調査への協力をお願い
5月15日	アンケートの回収
6月10日	アンケート集計・分析完了
6月15日	地域協議会で結果報告
7月25日	地域協議会だよりで住民に結果報告

7 設問案

I 道の駅の活性化について

- 「道の駅」の利用頻度（年間何回くらい）
- 「道の駅」の利用目的（何で利用したか）
- 「道の駅」の利用者増加策（どうしたらもっと多くの人が立ち寄る？）
- 「道の駅」との関わり（今後どのように関わりたいか）
- 「道の駅」活性化についての意見（自由記述）

II 尾神岳周辺の活性化について

- 「尾神岳エリア」の観光スポット等の認知度（知っているか）
- 「尾神岳エリア」への来所頻度
- 「尾神岳エリア」への来所目的
- 「尾神岳エリア」への来所者増加策（どうしたらもっと多くの人が来る？）
- 「尾神岳エリア」との関わり（今後どのように関わりたいか）
- 「尾神岳エリア」活性化についての意見（自由記述）

III その他

- 基本的事項
 - ・年齢、性別、居住地域、職業
 - ・日常生活での心配ごと、困りごと、改善してほしいこと
 - ・吉川区は好きか
 - ・吉川区の魅力や自慢できるものは何か
 - ・吉川区に住み続けたいか
 - ・(18歳以上の子どもを持つ人) 自分の子どもに吉川区に住んでほしいと思うか
 - ・これからの吉川区に望むこと

本名 正幸 111 松山 紫音 130 星野 美代子 113 江村 由美子 115		班長 滝澤 文子 112 主任 雲田 聡子 120 班長 藤澤 哲朗 114 副主任 青山 志ず江 116	
--	--	--	--

《市民生活・福祉グループ》

グループ長 やまもと としゆき 山本 敏行 110

渡部 誠 131 丸田 麻衣子 132 水澤 響子 133		班長 わたべ まこと 131 主任 水澤 響子 133	
-------------------------------------	--	--------------------------------	--

《教育・文化グループ》

所長 かざま さとし 風間 悟史 200

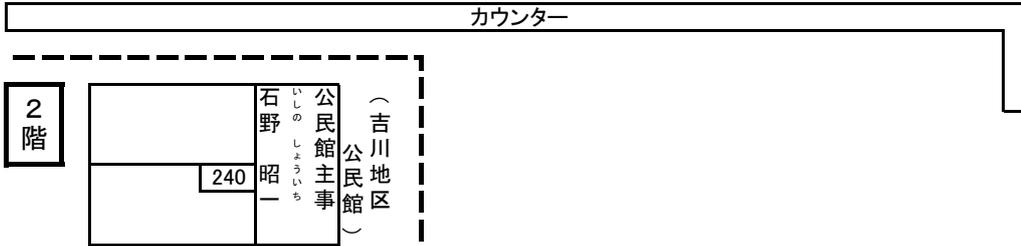
高橋 基彦 141 宇野 拓朗 144 江村 秀幸 144		班長 高橋 基彦 141 副主任 宇野 拓朗 144 江村 秀幸 144	
-------------------------------------	--	--	--

《総務・地域振興グループ》

次長 ひらやま のぶえ 平山 伸恵 210

平原 剛美 211 三輪 芳和 213 霜鳥 晴子 213		班長 玉井 秀一 212 主任 内藤 華奈子 214 主任 霜鳥 晴子 213 主任 福嶋 梓 215	
-------------------------------------	--	--	--

カウンター



本名 正幸 111 松山 紫音 130 星野 美代子 113 江村 由美子 115		班長 滝澤 文子 112 主任 雲田 聡子 120 班長 藤澤 哲朗 114 副主任 青山 志ず江 116	
--	--	--	--

《市民生活・福祉グループ》

グループ長 やまもと としゆき 山本 敏行 110

渡部 誠 131 丸田 麻衣子 132 水澤 響子 133		班長 わたべ まこと 131 主任 水澤 響子 133	
-------------------------------------	--	--------------------------------	--

《教育・文化グループ》

所長 かざま さとし 風間 悟史 200

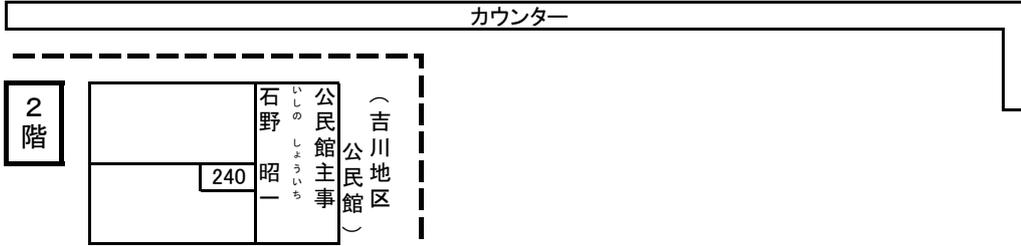
高橋 基彦 141 宇野 拓朗 144 江村 秀幸 144		班長 高橋 基彦 141 副主任 宇野 拓朗 144 江村 秀幸 144	
-------------------------------------	--	--	--

《総務・地域振興グループ》

次長 ひらやま のぶえ 平山 伸恵 210

平原 剛美 211 三輪 芳和 213 霜鳥 晴子 213		班長 玉井 秀一 212 主任 内藤 華奈子 214 主任 霜鳥 晴子 213 主任 福嶋 梓 215	
-------------------------------------	--	--	--

カウンター



令和5年度吉川区総合事務所各グループの主な業務内容

第1回吉川区地域協議会
令和5年4月20日 資料No. 5

担当	事務事業	担当	内線
	○総合事務所の統括、職員の指揮監督	所長 風間 悟史	200
	○所長を補佐し、担当事務の整理をする(総務・地域振興G長兼務)	次長 平山 伸恵	210
総務・地域振興グループ	○防災、防犯及び交通安全に関すること ○コミュニティプラザに関すること ○総合事務所の庶務に関すること ○統計事務に関すること ○選挙管理委員会に関すること	【総務班】 班長 玉井 秀一 主任 福嶋 梓 主任 内藤華奈子	212 215 214
	○地域振興に関すること(地域独自の予算事業・地域活動支援事業・集落支援など) ○地域協議会の運営に関すること ○公共交通に関すること	【地域振興班】 班長 平原 剛実 主任 霜島 晴子	211 213
	○道路、橋梁等に係る相談の受付、書類の受理 ○除雪に係る受付 ○河川に係る受付 ○砂防及び地滑り防止に係る受付 ○農業集落排水及び浄化槽に係る受付 ○公営住宅に係る受付 ○災害復旧に係る受付 ○農林水産業に係る相談の受付、書類の受理 ○商工観光に係る相談の受付、書類の受理 ○農業委員会に関すること	【産業建設業務窓口班】 班長 高橋 基彦 副主任 江村 秀幸	141 144
教育・文化グループ	所掌事務の整理、所属職員の指揮監督	グループ長 山本 敏行	110
	○スクールバスの運行に関すること ○生涯学習の推進に関すること ○放課後児童クラブに関すること ○文化財に関すること ○学校施設、生涯学習施設、社会体育施設に関すること ○図書館に関すること ○社会体育振興に関すること(各種スポーツ大会) ○公民館活動の支援に関すること	【教育・文化班】 班長 渡部 誠 主任 水澤 響子 会計年度任用職員 丸田麻衣子 公民館主事 石野 昭一	131 133 132 131又は 240
市民生活・福祉グループ	所掌事務の整理、所属職員の指揮監督	グループ長 山本 敏行	110
	○総合窓口及び各種証明請求に関すること(戸籍謄抄本・住民票・印鑑・外国人登録・税関係) ○戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録及びパスポートに関すること ○各種の税に関すること(市民税・固定資産税・納税) ○国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金に関すること ○環境の保全及び廃棄物に関すること	【税・市民生活班】 班長 本名 正幸 主事 松山 紫音 主任 星野美代子 会計年度任用職員 江村由美子	111 130 113 115
	○福祉に関すること(高齢者、障害、日赤、生活保護等) ○介護保険に関すること ○保育、子育て支援に関すること ○各種福祉施設及び保健施設の管理運営に関すること ○民生委員・児童委員に関すること ○健診及び健康相談に関すること ○健康の保持及び増進に関すること ○公衆衛生及び予防医療に関すること ○母子保健及び予防接種に関すること	【福祉班】 班長 滝澤 文子 班長 藤澤 哲朗 保健師 雲田 聡子 副主任 青山志ず江	112 114 120 116
吉川区総合事務所 TEL 548-2311(代表) FAX 548-3011			
*代表番号は、土日祝祭日及び業務時間外には、柿崎区総合事務所へ転送されます。			
*548-2312をダイヤル後、音声案内の後に内線番号をダイヤルしていただくと、直接、職員席につながります。			

■柿崎区総合事務所 産業グループ及び建設グループの吉川区連絡調整担当者

グループ名	班名	主任	副主任	連絡先
産業グループ	農政班	渡邊 義文	小林 賢治	536-6711
	産業観光班	渡邊 将信	山岸 広美	536-6707
建設グループ	整備班	石井 徹	大島 裕司	536-6721
	管理班	中村 景虎	水科 桂	536-6719

令和5年度 吉川区の主な行事予定

令和5年4月1日現在

第1回吉川区地域協議会
令和5年4月20日
資料No. 6

月 日		行事名等	会 場	主催等
4月	4日 (火)	よしかわ保育園入園式	よしかわ保育園	同左
	7日 (金)	吉川小学校始業式	吉川小学校	同左
	7日 (金)	吉川中学校始業式	吉川中学校	同左
	7日 (金)	吉川高等特別支援学校始業式・入学式	吉川高等特別支援学校	同左
	9日 (日)	新潟県議員一般選挙		総務・地域振興G
	10日 (月)	吉川小学校入学式	吉川小学校	同左
	10日 (月)	吉川中学校入学式	吉川中学校	同左
	25日 (火)	吉川区献血	吉川保健センター	新潟県赤十字血液センター
	25日 (火)	吉川区町内会長連絡協議会総会	吉川多目的集会場	総務・地域振興G
	28日 (金)	まちづくり吉川総会	吉川多目的集会場	まちづくり吉川
5月	11日 (木～土)	春の全国交通安全運動(～20日(土))		総務・地域振興G
	27日～28日 (土～日)	上越市長杯パラグライダーJ2尾神カップ2023	尾神岳	教育・文化G
	27日 (土)	吉川小学校運動会	吉川小学校	同左
	27日 (土)	吉川高等特別支援学校スポーツフェスタ	吉川高等特別支援学校	同左
6月	11日 (日)	消防団吉川方面隊演習	吉川コミュニティプラザ駐車場	総務・地域振興G
	20日～21日 (火～水)	健康診査	吉川体育館	市民生活・福祉G
	25日 (日)	上越市消防点検	春日野駐車場	総務・地域振興G
	27日 (火)	0・1・2歳児運動会ごっこ	よしかわ保育園	同左
7月	未定 (日)	吉川区体育祭	吉川体育館	まちづくり吉川
	15日 (土)	第69回吉川区戦没者合同追悼法要	福正寺	吉川区遺族会
	21日 (金)	吉川高等特別支援学校終業式	吉川高等特別支援学校	同左
	22日 (土)	夏の交通事故防止運動(～31日(日))		総務・地域振興G
	24日 (月)	吉川小学校終業式	吉川小学校	同左
	24日 (月)	吉川中学校終業式	吉川中学校	同左
	28日 (金)	よしかわ保育園夏祭り	よしかわ保育園	同左
未定	吉川区青少年育成会議野外活動	未定	吉川区青少年育成会議	
8月	5日 (土)	第25回越後よしかわやっつたれ祭り	原之町商店街周辺	まちづくり吉川
	24日 (木)	吉川小学校始業式	吉川小学校	同左
	25日 (金)	吉川中学校始業式	吉川中学校	同左
	未定	吉川観光協会長杯争奪パラグライダー大会	尾神岳	吉川観光協会
	未定	尾神岳パラグライダーズチューデントカップ2023	尾神岳	教育・文化G
9月	1日 (金)	吉川高等特別支援学校始業式	吉川高等特別支援学校	同左
	2日 (土)	吉川中学校体育祭	吉川中学校	同左
	21日 (木)	秋の全国交通安全運動(～30日(土))		総務・地域振興G
	下旬	よしかわ福祉まつり	吉川体育館	社会福祉協議会
	未定	100歳表敬訪問	区内	市民生活・福祉G
	30日 (土)	よしかわ保育園運動会(3・4・5歳児)	吉川体育館	よしかわ保育園

月 日		行事名等	会 場	主催等	
10月	1日	(日)	第26回越後よしかわ酒まつり	道の駅よしかわ杜氏の郷他	まちづくり吉川
	5日	(木)	吉川区敬老会	吉川ゆつたりの郷	市民生活・福祉G
	21日	(土)	吉川小学校文化祭	吉川小学校	同左
	21日	(土)	吉川中学校音楽祭	吉川中学校	同左
	28日～29日	(土～日)	尾神岳スカイグランプリ2023 (仮称)	尾神岳	教育・文化G
11月	上旬		生涯学習フェスティバル	吉川コミュニティプラザ他	教育・文化G
	未定		東京吉川会	東京都内	まちづくり吉川
	9日	(木)	秋季火災予防運動 (～15日(水))		総務・地域振興G
	下旬		吉川区町内会長連絡協議会	吉川多目的集会場	総務・地域振興G
12月	11日	(月)	冬の交通事故防止運動 (～20日(水))		総務・地域振興G
	22日	(金)	吉川小学校終業式	吉川小学校	同左
	22日	(金)	吉川中学校終業式	吉川中学校	同左
	22日	(金)	吉川高等特別支援学校終業式	吉川高等特別支援学校	同左
1月	7日	(日)	上越市消防出初式	上越文化会館ほか	総務・地域振興G
	9日	(火)	吉川小学校始業式	吉川小学校	同左
	9日	(火)	吉川中学校始業式	吉川中学校	同左
	9日	(火)	吉川高等特別支援学校始業式	吉川高等特別支援学校	同左
	20日	(土)	吉川区新年を祝う会	吉川区多目的集会場	まちづくり吉川
2月2日～2月8日		(金～木)	農業申告相談	吉川保健センター	市民生活・福祉G
2月16日～3月15日		(金～金)	確定申告 (水・土・日・祝日を除く)	吉川保健センター	市民生活・福祉G
3月	8日	(金)	吉川中学校卒業式	吉川中学校	同左
	8日	(金)	吉川高等特別支援学校卒業式	吉川高等特別支援学校	同左
	21日	(木)	吉川小学校終業式	吉川小学校	同左
	22日	(金)	吉川小学校卒業式	吉川小学校	同左
	22日	(金)	吉川中学校終業式	吉川中学校	同左
	22日	(金)	吉川高等特別支援学校終業式	吉川高等特別支援学校	同左
	28日	(火)	よしかわ保育園卒園式	よしかわ保育園	同左

令和5年度 吉川区事業別予算概要

第1回吉川区地域協議会
令和5年4月20日 資料No. 7

(単位：千円)

No.	事業名	予算額		事業概要
		令和5年度	令和4年度	
1	消防水利施設の整備	5,134	3,675	多雪式消火栓新設（原之町）
2	吉川コミュニティプラザ管理運営費	20,043	18,847	コミュニティプラザの維持管理に要する経費
3	庁用事務費等関係費	2,381	3,625	庁用自動車の維持管理に要する経費
4	文書法務費	1,643	1,762	消耗品費、印刷機等事務機器の借上料、郵便料等
5	町内会関係費	6,380	6,745	町内会事務委託料、集会場設置費等補助金（修繕3件）
6	財産管理費	379	130	草刈業務委託（旧源小学校プール）、土地借上料（泉谷分館等）、長峰団地関連用地梅伐採処理
7	吉川区地域振興事業	2,439	2,475	越後よしかわ酒まつり及び越後よしかわやったれ祭り補助金、荒川区との交流経費
8	地域おこし協力隊を活用した集落支援	18,679	9,136	川谷3人、山直海1人
9	吉川区地域活動支援事業	-	5,600	地域の課題解決や活性化のために、市民の皆さんが実施する事業を支援
10	吉川区農業委員会事務局運営費	108	128	郵便料等
11	吉川区農村公園管理運営費	192	160	原之町地区、丸滝地区農村公園管理
12	中山間地域等活性化対策事業	44,305	43,228	中山間地域等直接支払交付金
13	土地改良事業	7,150	8,645	ため池等整備事業（町田）、農地環境整備事業（道之下） 経営体育成基盤整備事業（原之町）
14	吉川区既設林道維持管理事業	5,779	2,226	4路線除草業務及び2路線側溝清掃業務委託料等
15	吉川区観光振興対策事業	3,362	1,129	吉川観光重点2地区活性化推進事業補助金（地域独自予算） 吉川観光協会補助金他
16	吉川区観光施設等整備事業	2,254	3,652	長峰池公園、尾神岳遊歩道草刈り等の施設維持管理費
17	吉川区観光施設等管理事業	46,630	48,645	スカイトピア遊ランド、ゆったりりの郷の管理運営費
18	道の駅よしかわ杜氏の郷管理運営費	10,263	9,975	道の駅よしかわ杜氏の郷管理運営費
19	吉川区道路維持費	38,088	24,332	市道の修繕、除草、維持管理業務委託料等
20	除雪費	169,623	112,451	市道の除雪委託経費等
21	吉川区砂防事業費	1,007	1,007	地すべり巡視員報酬（10名）
22	吉川区排水処理施設管理費	107,649	100,569	農業集落排水処理施設の維持管理経費等
23	生活環境保全美化対策事業	6	9	生活環境における美化経費
24	清掃総務管理費	47	47	ごみ減量対策とリサイクル推進経費

No.	事業名	予 算 額		事 業 概 要
		令和5年度	令和4年度	
25	ごみ集積施設設置費補助事業	5,799	5,858	町内会のごみ集積所の設置及び修繕費用の一部補助 (全市分)
26	ごみ処理対策事業	167	167	最終処分場維持管理経費（電気料金、ポンプ設備点検他）
27	地域子育て支援拠点事業	5,410	5,410	よしかわ保育園に子育て広場を常設
28	保育園バス業務支援補助金	5,000	5,000	よしかわ保育園通園バス運行業務支援補助金
29	地域バス運行事業	4,249	4,345	川谷地区への地域バス運行経費
30	保健センター管理運営費	2,299	2,175	保健センター管理運営費（燃料費、光熱水費他）
31	吉川区スクールバス等運行事業	5,660	5,440	小学校スクールバス2台の運行経費
32	小学校通学援助費	856	746	小学校の通学援助費（13人）
33	中学校通学援助費	5,365	4,280	中学校の通学援助費（52人）
34	吉川区地域生涯学習センター 管理運営費	3,537	3,092	吉川旭、源地域生涯学習センターの管理運営経費
35	吉川区公民館事業	650	575	各種公民館事業経費（19事業）
36	吉川区公民館管理運営費	6,817	5,982	公民館地区館1館、7分館の管理運営経費
37	公民館図書室事業	96	93	図書購入関係費
38	文化財保護費	50	50	文化財保存管理事業補助金
39	文化振興企画費	1,022	-	- チェコ共和国の音楽家との文化交流事業（地域独自予算）
40	歴史文化推進費	1,116	-	- 歴史文化推進費（地域独自予算）
41	学校体育施設開放事業	35	35	学校体育施設開放経費
42	一般スポーツ活動推進事業	725	725	スポーツ活動推進経費（パラグライダー・体育祭補助金）
43	吉川区体育施設管理運営費	3,347	3,160	体育施設の管理運営経費
	計	545,741	455,331	

予約型コミュニティバス実証運行の結果
(令和4年10月～令和5年2月)

1 利用状況

(1) 月別の利用人数

地区	月	予約件数		利用人数		
		予約件数	うちWEB 予約件数	利用人数	うちデマンド 利用人数	うち定時便 利用人数
安塚区	R4. 10月	142件	3件	147人	147人	-
	11月	161件	4件	192人	192人	-
	12月	137件	6件	160人	160人	-
	R5. 1月	139件	26件	154人	154人	-
	2月	155件	14件	167人	167人	-
	小計	734件	53件	820人	820人	-
	1日平均	7.4件	0.5件	8.3人	8.3人	-
牧区	R4. 10月	96件	1件	180人	101人	79人
	11月	101件	4件	184人	107人	77人
	12月	120件	0件	189人	124人	65人
	R5. 1月	65件	0件	109人	67人	42人
	2月	85件	0件	155人	87人	68人
	小計	467件	5件	817人	486人	331人
	1日平均	4.7件	0.0件	8.2人	4.9人	3.3人
合計	1,201件	58件	1,637人	1,306人	331人	
1日平均	12.0件	0.5件	16.3人	13.0人	3.3人	

- ・ 安塚区では、冬期間の通勤にWEB予約が多く利用されている。
- ・ 降雪時は利用を控える傾向があることから、1月は全体的に利用が少ない。

【前年度との比較（1日平均）】

地区	R4. 10月～R5. 2月	R3年度	比較
安塚区	8.3人	3.5人	+4.8人 (+137%)
牧区	8.2人	8.1人	+0.1人 (+1%)
合計	16.3人	11.6人	+4.7人 (+41%)

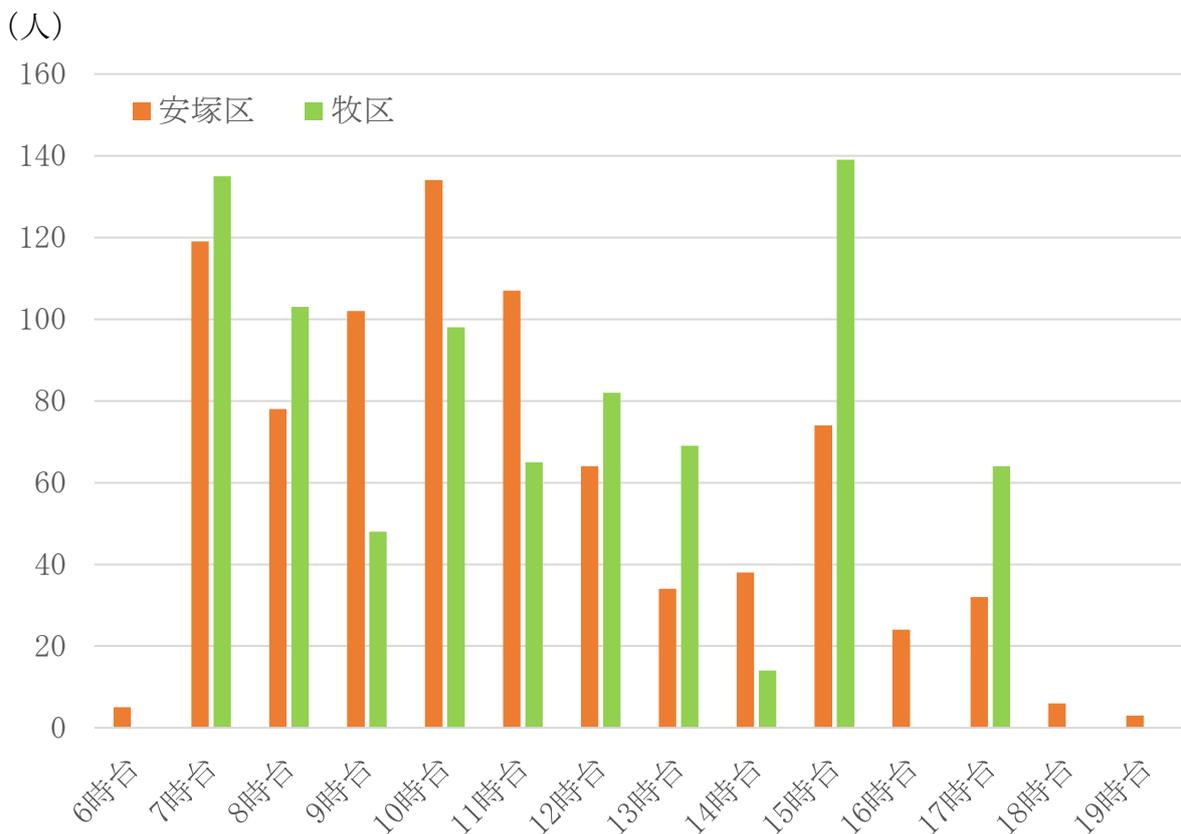
- ・ 安塚区、牧区ともにR3年度と比較して利用者が増加した。
- ・ 安塚区では、予約型コミュニティバスを導入する前の路線が曜日運行であり、便数も少なかったことから、利用者数が大きく増加した。
- ・ 牧区では、前年度から微増となったが、1・2月は大雪により外出が控えられ、利用者数が大きく減少しており、1・2月を除いた1日当たりの利用者数は8.9人（前年度比10%の増）であった。

【乗合状況】

地区	1人	2人	3人	4人以上	1便当たりの乗車人数
安塚区	528回	92回	24回	5回	1.26人
牧区	369回	41回	9回	2回	1.15人
合計	897回	133回	33回	7回	1.22人
割合	84%	12%	3%	1%	-

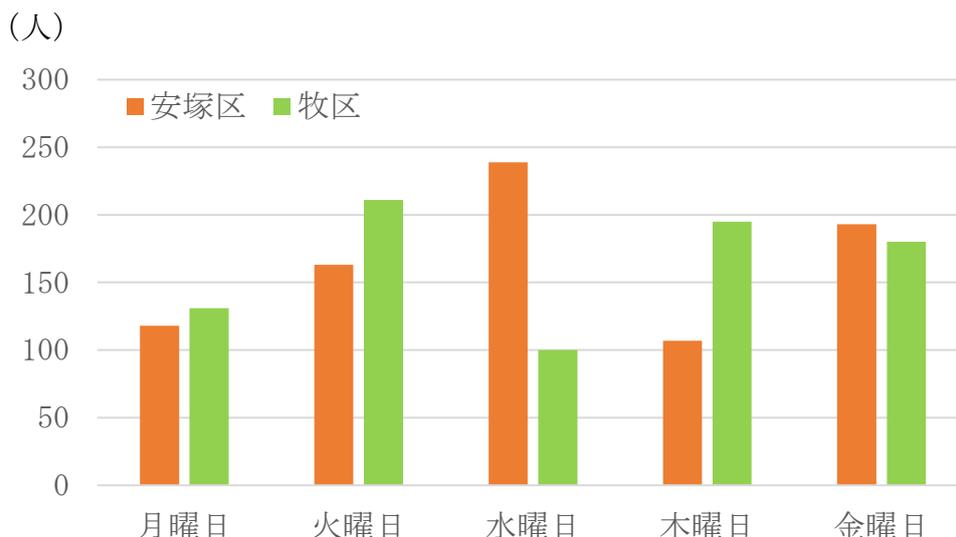
- ・ 1人での利用が84%と多く、1便当たりの乗車人数は約1.22人とどまっている。
- ・ 町内会や知人同士でのお出かけなど、団体での温浴施設や飲食店への移動が確認されており、高齢者の外出支援に寄与している。

(2) 時間帯別の利用人数



- ・ 安塚区、牧区ともに午前中を中心に利用が多い。
- ・ 牧区では、7時台、15時台、17時台に運行する定時便の利用が多い。
- ・ 朝6時台、夕方18～19時台の利用はほとんどない。

(3) 曜日別の利用状況



- ・ 安塚区では、通院や通勤、買い物の定期利用があるため、火曜日、水曜日、金曜日の利用が多い。
- ・ 牧区では、食料品等を販売している農協へのバス利用が多いため、休業日にあたる水曜日の利用が少ない。

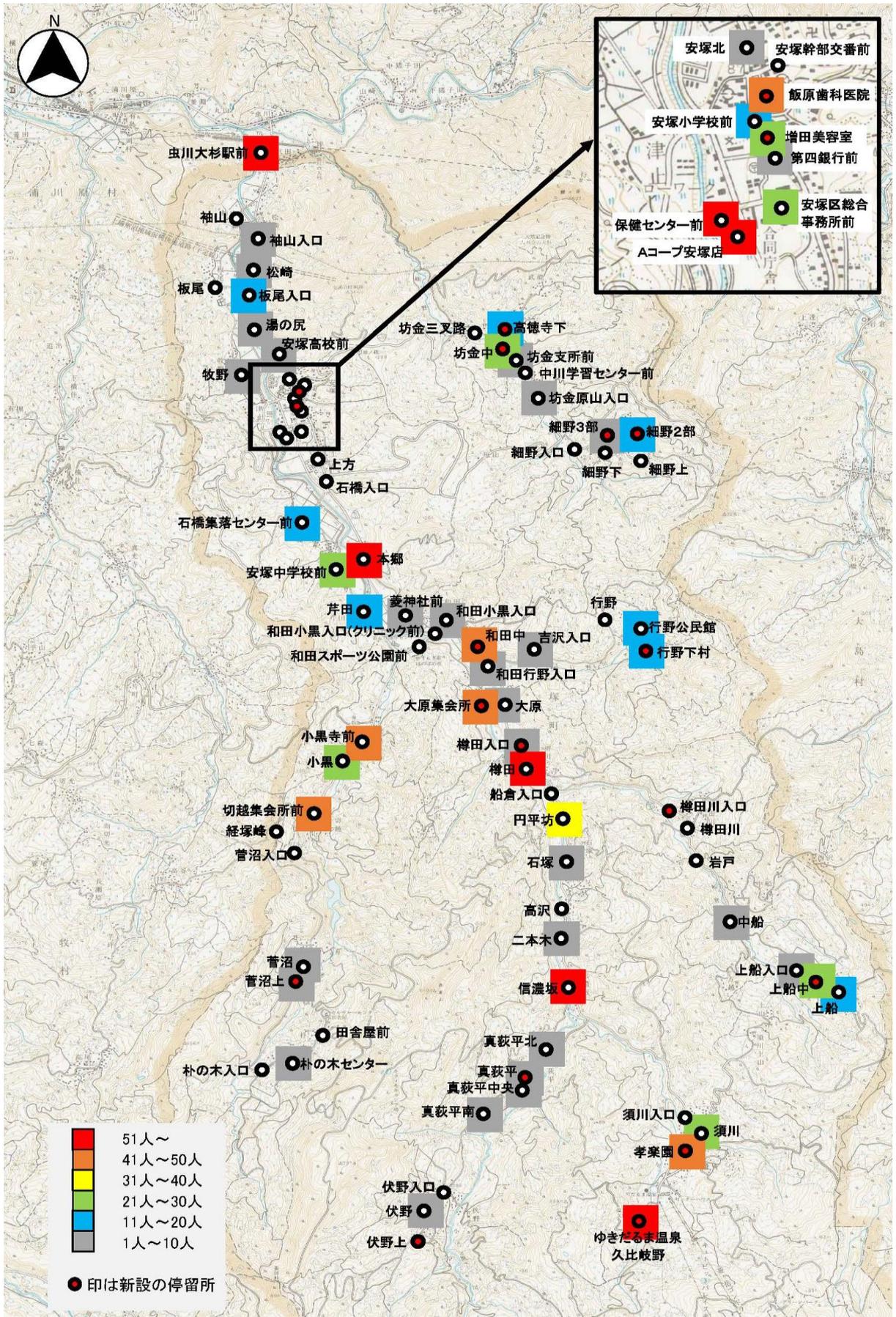
(4) 停留所別の利用状況

【利用人数の多い停留所（上位5件）】

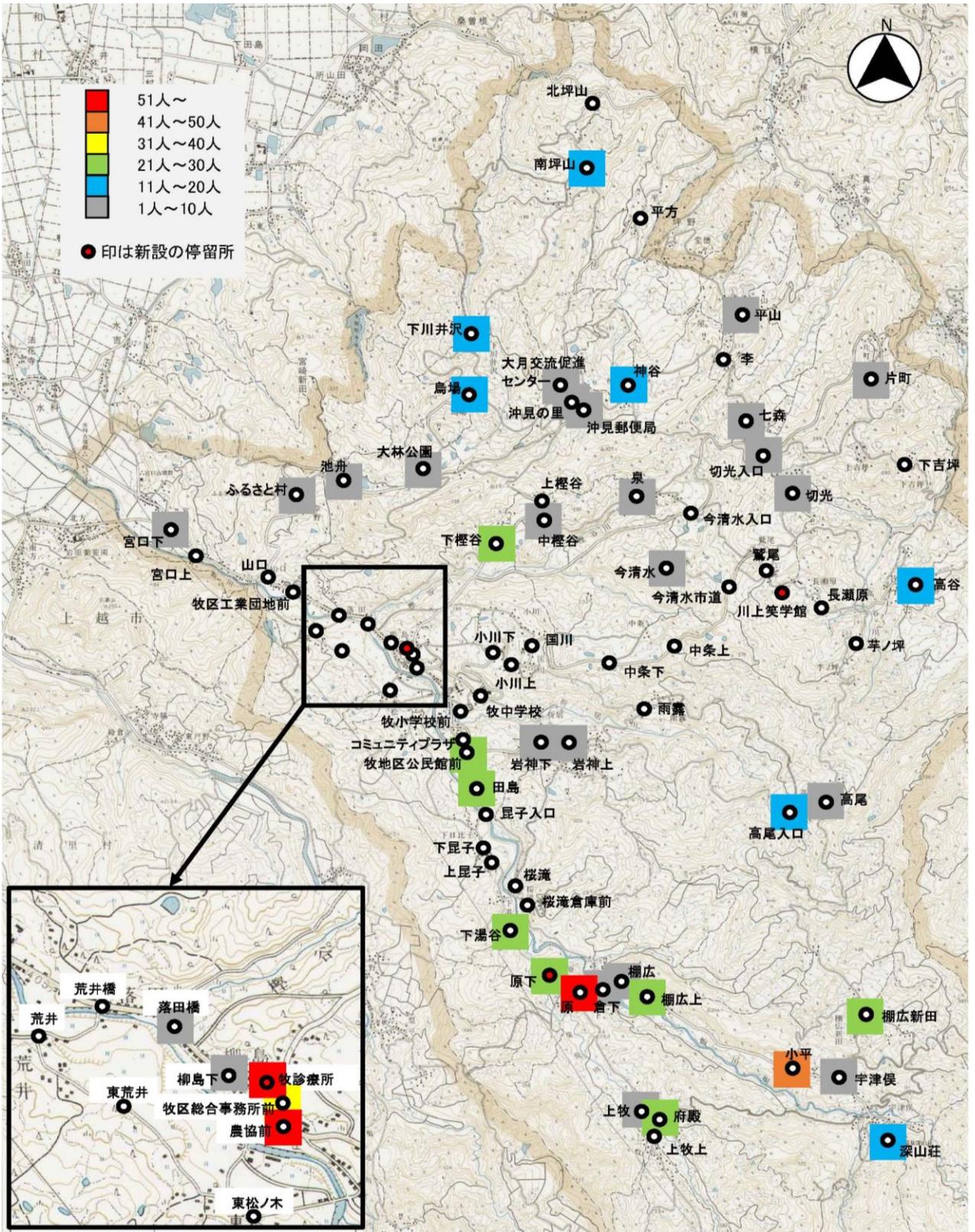
順位	安塚区	牧区
1位	保健センター前 (310人)	農協前 (299人)
2位	Aコープ安塚店 (194人)	牧診療所 (101人)
3位	虫川大杉駅前 (96人)	原 (54人)
4位	樽田 (87人)	小平 (42人)
5位	ゆきだるま温泉久比岐野 (80人)	牧区総合事務所前 (38人)

- ・ 安塚区では、路線バスとの乗継拠点であり、安塚診療所の最寄り停留所である「保健センター前」での乗降が一番多く、次に、買い物ができる「Aコープ安塚店」での乗降が多い。
- ・ 牧区では、路線バスとの乗継拠点であり、買い物ができる「農協前」での乗降が一番多く、次に、牧診療所の最寄り停留所である「牧診療所」での乗降が多い。
- ・ 各停留所の利用状況は次ページのとおり。

【安塚区 停留所別利用状況】



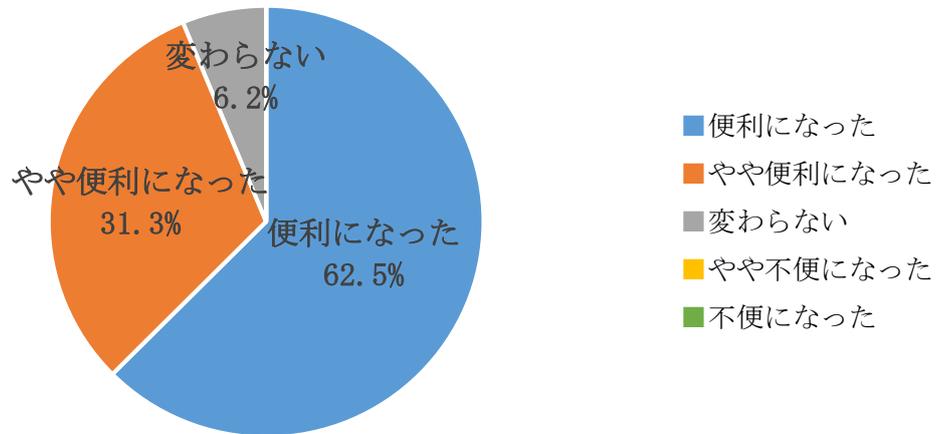
【牧区 停留所別利用状況】



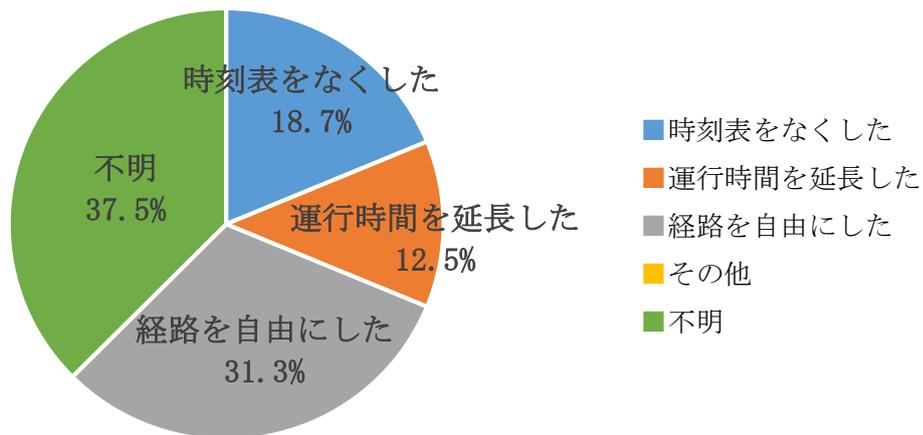
2 利用者を対象とした各種調査結果

(1) アンケート調査（回収票数：16票）

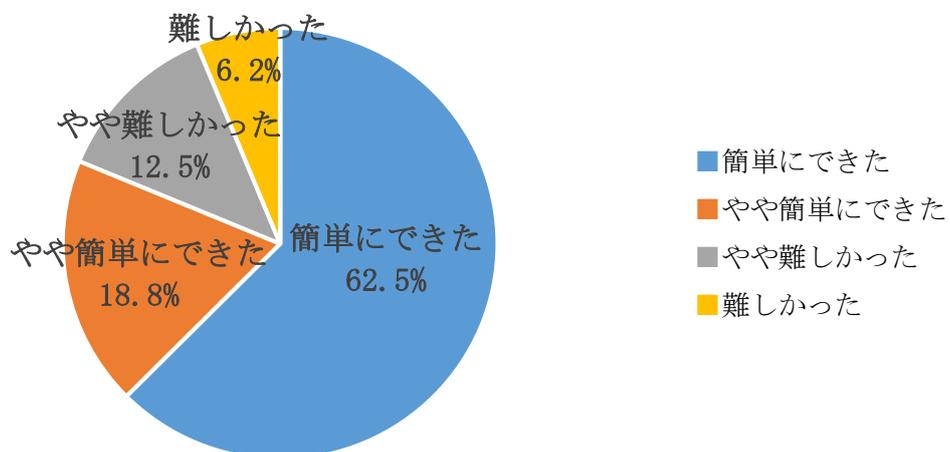
Q 1. 10月から運行方法を見直したことで、便利になりましたか。



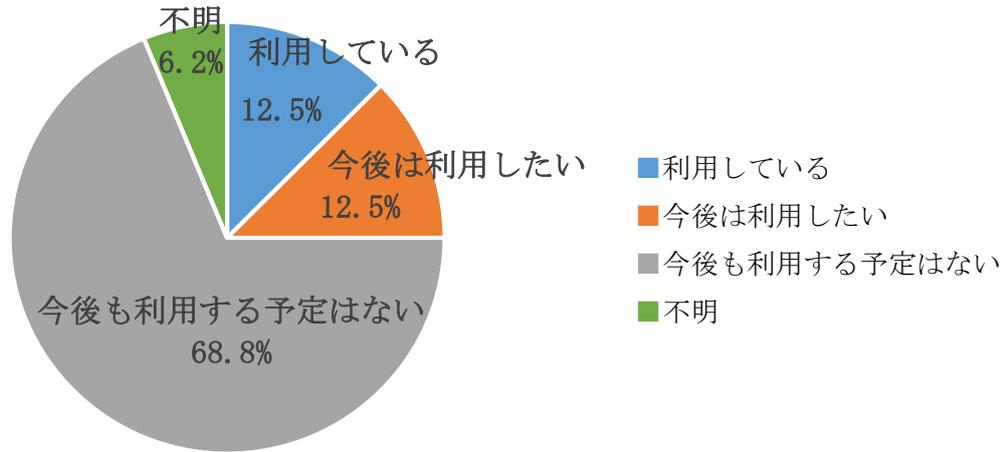
Q 2. 便利になったと感じる点はどこですか。



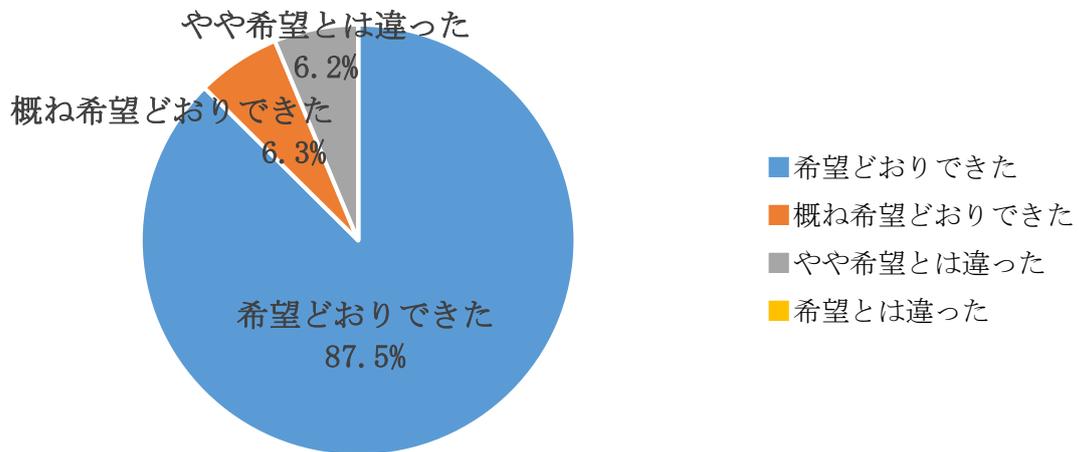
Q 3. 予約は簡単にできましたか。



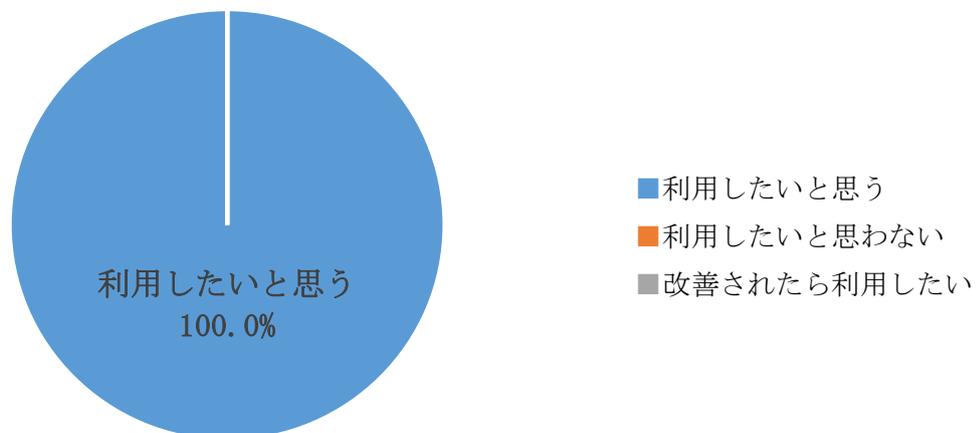
Q 4. インターネット予約を利用していますか。今後、利用したいと思いますか。



Q 5. 希望どおりの時間に予約ができましたか。



Q 6. また予約型コミュニティバスを利用したいと思いますか。



Q 7. 感想や意見・要望をお聞かせください。

感想	バスがないと通院できないので助かっている。
	同居人に送迎をお願いしづらくて困っていたので感謝している。
	農協前の待合所が暖かくて良かった。
	時間に合わせてもらってありがたい。運転士も感じが良い。
	予約時間のおり来てもらって助かっている。
	いつも感謝の気持ちでいっぱい。
	待ち時間が無くなり大変ありがたい。運転士も親切で助かっている。
意見	土日も朝夕1回ずつあったら助かるかもしれない。
要望	予約時間から1時間後の利用は困る。
	予約方法をもっと簡単にしてほしい。携帯電話を持っていない人は、出先で時間変更ができない。運賃を高くしてでも、予約方法を改善してほしい。
	時間の読めない用事で、1時間前の予約は不便。もう少し短縮できないか。

(2) 聞き取り調査（調査人数：46人）

主な感想	便利で助かっている。以前より便利になった。（25人）
	平日は毎日運行するので助かる。好きな時間に利用できて便利。（13人）
	停留所を新設してもらって助かる。（2人）
	運賃が安くて助かる。（5人）
	運転手が親切で良い。（6人）
意見要望	帰省する人のために、月に1回程度、日曜日に運行してほしい。（1人）
	友人に会いに行きたいので、土・日曜日に運行してほしい。（1人）
	イベントに出かけたいので、土・日曜日に運行してほしい。（1人）
	飲みに行くときに利用したいが、土・日曜日は運行していない。直江津方面から飲食して帰って来ても夜に運行しないので不便。（1人）
	深山荘に行きたいが、安塚区と牧区間が運行していないので不便。（1人）
同じ方向に向かう車両があれば、予約時間に捉われずに乗れたらよい。（1人）	

(3) 意見・要望への対応

- ・ 安塚区や牧区では、谷筋や川沿いの一本道が多いため、往復に時間がかかることや、冬は30分では往復できない場合があるなど、物理的に対応が困難であるため、1時間前の予約としていることから、令和5年4月から予約は1時間前までとする。
- ・ 土・日曜日や夜間の運行については、運転手の拘束時間が増えることによる人件費が増加する一方で、アンケート・聞き取り調査の結果を見ると、ニーズが少ないことから、令和5年4からの本運行では対応しないこととする。
- ・ 運行エリアの拡大については、ニーズや費用対効果を考慮して検討する必要がある。

3 まとめ

- ・実証運行では、安塚区、牧区ともに、R3年度と比較して利用者が増加したほか、アンケートでは、予約型コミュニティバスの運行により、「便利になった」「やや便利になった」と回答した人が93.8%、予約型コミュニティバスを「また利用したい」と回答した人が100%であった。また、聞き取り調査においても、便利になったとの感想が最も多かった。
- ・便利になった点としては、「経路を自由にした」と回答した人が31.3%、「時刻表をなくした」と回答した人が18.8%となっており、予約型コミュニティバスの運行方法が利用者のニーズに合致しているものと考えられ、地域の移動手段を確保するための有効な手法であることが確認できた。
- ・課題としては、利用者が少ない朝・夕方利用促進や、インターネット予約を含めた予約方法の周知などが必要であると考えている。
- ・また、他地域での実施に当たっては、既存のバスやタクシーなどとの関係や費用対効果等を考慮して導入を検討する必要がある。